茨城県報　第１６６０号

平成17年４月７日

木　曜　日

目　次

規　則

ページ

◉茨城県県税の郵便振替による納付，納入に関する規則を廃止する規則（税務課）……2

告　示

◉真壁郡，新治郡，北相馬郡，筑西市，かすみがうら市及び取手市の人口（市町村課）……2
◉使用料の徴収事務の委託（生活文化課）……3
◉証明手数料その他の収入金の徴収事務の委託（厚生指導課）……3
◉指定居宅サービス事業者の廃止（高齢福祉課）……3
◉指定居宅介護支援事業者の廃止（高齢福祉課）……3
◉身体障害者福祉法に規定する医師の指定（障害福祉課）……4
◉更生医療を担当する医療機関の指定（障害福祉課）……5
◉身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退（障害福祉課）……5
◉身体障害者福祉法に規定する指定医療機関の内容の変更（障害福祉課）……6
◉身体障害者福祉法に規定する医師の内容の変更（障害福祉課）……6
◉大規模小売店舗の変更の届出（４件）（中小企業課）……7
◉大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（４件）（中小企業課）……12
◉茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経済課）……15
◉定款変更の認可（農村計画課）……15
◉土地改良事業の工事完了（２件）（農村計画課）……16
◉建設業法に基づく営業停止処分（監理課）……16
◉道路の供用の開始（２件）（道路維持課）……17
◉鹿島港臨港地区内の分区の一部廃止（港湾課）……17
◉事業計画の変更の認可（２件）（下水道課）……17
◉帳票の様式の一部改正（出納第一課）……18
◉土地改良事業の適当決定（土地改良事務所）……21
◉土地改良事業の認可（土地改良事務所）……21
◉土地改良区役員の退任（土地改良事務所）……21
◉使用料の徴収事務の委託（生涯学習課）……21

（教　育　委　員　会）

◉使用料の徴収事務の委託……22

（公 安 委 員 会）

◉警備員指導教育責任者講習……22

公　　告

◉茨城県土地利用計画の変更（水・土地計画課）……23

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）……24

◉県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）……24

◉都市計画の図書の縦覧（５件）（都市計画課）……25

◉都市計画事業の施行者の名称等（７件）（公園街路課）……26

◉開発行為の工事完了（16件）（建築指導課）……29

◉道路の位置の指定（建築指導課）……32

◉宅地開発事業の工事完了（２件）（建築指導課）……32

訓　　令

（県　議　会）

◉議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令……33

規　　則

茨城県規則第55号

茨城県県税の郵便振替による納付，納入に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

茨城県県税の郵便振替による納付，納入に関する規則を廃止する規則

茨城県県税の郵便振替による納付，納入に関する規則（昭和26年茨城県規則第33号）は，廃止する。

付　則

この規則は，公布の日から施行する。

告　　示

茨城県告示第438号

平成17年３月28日に下館市，真壁郡関城町，同郡明野町及び同郡協和町を廃し，その区域をもって筑西市を設置すること，新治郡霞ヶ浦町及び同郡千代田町を廃し，その区域をもってかすみがうら市を設置すること並びに北相馬郡藤代町を廃し，その区域を取手市に編入することに伴う真壁郡，新治郡，北相馬郡，筑西市，かすみがうら市及び取手市の人口は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第１項第１号及び第177条第１項第１号の規定により，次のとおりとなる。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

真壁郡	27,595人
新治郡	48,820人

北相馬郡　　19,033人
筑西市　　116,120人
かすみがうら市　　45,229人
取手市　　115,993人

茨城県告示第439号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，次のとおり茨城県立県民文化センターに係る使用料の徴収事務を委託した。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　受託者　　財団法人いばらき文化振興財団
２　委託に係る使用料　　茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第49号）第６条に基づく使用料
３　委託期間　　平成17年４月１日から平成18年３月31日まで

茨城県告示第440号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，次のとおり茨城県立つくば看護専門学校に係る証明手数料その他の収入金の徴収事務を委託したので，同条第２項の規定により告示する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　受託者　　財団法人筑波メディカルセンター
２　委託に係る証明手数料等　　茨城県手数料徴収条件（平成12年茨城県条例第９号）に規定する証明手数料その他の収入金
３　委託期間　　平成17年４月１日から平成18年３月31日まで

茨城県告示第441号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条の規定に基づき，次のとおり廃止の届出を受理したので，同法第78条の規定により告示する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

法　人　名	事　業　所　名	所　在　地	サービスの種類	廃　止年月日
岩井市	岩井市地域福祉センター　夢積館	岩井市大字辺田48	通所介護	平成17年３月21日

茨城県告示第442号

介護保険法（平成９年法律第123号）第82条の規定に基づき，次のとおり廃止の届出を受理したので，同法第85条の規定により告示する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
江戸崎町	江戸崎町居宅介護支援事業所	稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲3277－１	居宅介護支援	平成17年３月18日
岩井市	岩井市地域福祉センター　夢積館	岩井市大字辺田48	居宅介護支援	平成17年３月21日

茨城県告示第443号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師として，次のとおり指定した。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

番号	種目	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指定年月日
1	視覚	眼科	佐藤裕理	霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津２－７－14	平成17年３月17日
2	視覚	眼科	加藤木寛和	筑波大学附属病院	つくば市天久保２－１－１	平成17年３月17日
3	視覚	眼科	川名啓介	筑波大学附属病院	つくば市天久保２－１－１	平成17年３月17日
4	視覚	眼科	坂田典繁	筑波大学附属病院	つくば市天久保２－１－１	平成17年３月17日
5	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	岡本充史	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台３－３－10	平成17年３月17日
6	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	植松美紀子	植松整形外科耳鼻咽喉科クリニック	牛久市南１－６－40クリニックビル牛久１Ｆ	平成17年３月17日
7	肢体不自由	内科，循環器科	青柳兼之	医療法人社団青潤会青柳病院	水戸市柳町２－10－11	平成17年３月17日
8	肢体不自由	小児科	齋籐誠	株式会社日立製作所日立総合病院	日立市城南町２－１－１	平成17年３月17日
9	肢体不自由	整形外科	土居建次	社団法人地域医療振興協会　石岡第一病院	石岡市石岡13446－６	平成17年３月17日
10	肢体不自由	整形外科	横井直幸	きぬ医師会病院	水海道市新井木町13－３	平成17年３月17日
11	肢体不自由	内科，神経科，精神科，神経内科，小児科，皮膚科	綿引秀夫	医療法人キリスト会わたひきクリニック	土浦市桜町３－14－18岩崎ビル１Ｆ	平成17年３月17日
12	肢体不自由	内科	朝倉真紀子	医療法人重陽会　斉藤病院	石岡市旭台１－17－26	平成17年３月17日
13	肢体不自由	整形外科	相原健児	社会福祉法人恩賜財団済生会　神栖済生会病院	鹿島郡神栖町知手中央７－２－45	平成17年３月17日
14	肢体不自由	整形外科	鎌田浩史	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成17年３月17日
15	心臓	循環器科	文藏優子	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保１－３－１	平成17年３月17日
16	心臓	循環器科	森本隆史	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保１－３－１	平成17年３月17日
17	心臓	循環器科	青沼和隆	筑波大学附属病院	つくば市天久保２－１－１	平成17年３月17日

番号	種目	診療科目	氏名	医療機関名	所在地	指定年月日
18	心臓	心臓血管外科	榎本佳治	筑波大学附属病院	つくば市天久保２－１－１	平成17年３月17日
19	心臓	循環器科	鈴木祥司	筑波記念病院	つくば市要1187－299	平成17年３月17日
20	心臓	循環器科	仁保文平	筑波記念病院	つくば市要1187－299	平成17年３月17日
21	心臓	内科，循環器科	長野具雄	社会福祉法人恩賜財団済生会　神栖済生会病院	鹿島郡神栖町知手中央７－２－45	平成17年３月17日
22	心臓	内科	増見智子	なめがた地域総合病院	行方郡玉造町井上藤井98－８	平成17年３月17日
23	呼吸器	呼吸器内科	外木希代子	猿島赤十字病院	猿島郡総和町上辺見1300－13	平成17年３月17日
24	じん臓	内科	佐々木裕芳	かもめ・日立クリニック	日立市東滑川町１－3186	平成17年３月17日
25	じん臓	内科	金田史香	かもめ・大津港クリニック	北茨城市大津町北町字深田432－１	平成17年３月17日
26	ぼうこう・直腸	内科，外科	舘有紀	社団法人地域医療振興協会　石岡第一病院	石岡市石岡13446－６	平成17年３月17日
27	ぼうこう・直腸	外科	高﨑秀明	社会福祉法人恩賜財団済生会　神栖済生会病院	鹿島郡神栖町知手中央７－２－45	平成17年３月17日
28	ぼうこう・直腸	外科	淀縄聡	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成17年３月17日
29	小腸	外科	後藤行延	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成17年３月17日

茨城県告示第444号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の２第１項の規定により，更生医療を担当する医療機関として，次のとおり指定した。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋本　昌

医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
菊池内科クリニック	つくば市谷田部5915	腎臓	平成17年４月１日
そうごう薬局井野台店	取手市井野台５－２－29	薬局（調剤）	平成17年４月１日
パルム薬局宮中店	鹿嶋市宮中三笠山5185－１	薬局（調剤）	平成17年４月１日

茨城県445号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師から，身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第１条の２第２項の規定に基づき，次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋本　昌

辞　退

種　目	診療科目	氏　名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	上久保　出	独立行政法人労働者健康福祉機構　鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町１－9108－２	平成17年３月31日
肢体不自由，ぼうこう・直腸	外科，脳神経外科	青　柳　庸　三	医療法人社団青潤会青柳病院	水戸市柳町２－10－11	平成17年２月７日
肢体不自由，ぼうこう・直腸	外科	大河原　健　人	医療法人社団青潤会青柳病院	水戸市柳町22－10－11	平成16年４月30日
心臓	内科，循環器科	青　柳　兼　之	医療法人社団青潤会青柳病院	水戸市柳町22－10－11	平成17年３月31日
心臓	循環器科	島　田　知　則	医療法人社団青潤会青柳病院	水戸市柳町22－10－11	平成11年11月21日
心臓	循環器科	野　田　泰　永	医療法人社団青潤会青柳病院	水戸市柳町22－10－11	平成10年７月16日
心臓	内科	飯　田　啓　治	なめがた地域総合病院	行方郡玉造町井上藤井98－８	平成15年３月31日
心臓	外科	長　岡　秀　郎	なめがた地域総合病院	行方郡玉造町井上藤井98－８	平成16年12月31日

茨城県告示第446号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の２第１項に規定する指定医療機関から，身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の６第１項の規定に基づき，次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

更生医療を主として担当する医師の変更

医療機関名称，所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名	
		変　更　前	変　更　後
東京医科大学霞ヶ浦病院	免疫	福　江　英　尚	大　石　　毅

茨城県告示第447号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師から，身体障害者福祉法施行細則（平成５年茨城県規則第36号）第５条の規定に基づき，次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

内容変更（医療機関等勤務先）

種　目	氏　名	変　更　前		変　更　後		変　更年月日
		医療機関等勤務先名称	医療機関等勤務先の住所	医療機関等勤務先名称	医療機関等勤務先の住所	
肢体不自由	中村　　洸	とき田病院	下妻市長塚48－１	とき田クリニック	下妻市長塚28－１	平成17年２月16日
肢体不自由	梅原　　裕	医療法人慈仁会川崎病院	常陸太田市木崎二町2040	佐竹南台菜のはなクリニック	常陸太田市天神林町870－245	平成16年10月12日

種　目	氏　名	変更前		変更後		変更年月日
		医療機関等勤務先名称	医療機関等勤務先の住所	医療機関等勤務先名称	医療機関等勤務先の住所	
肢体不自由	日置　繁	きぬ医師会病院	水海道市新井木町13－３	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成17年４月１日
肢体不自由，免疫	井上　智恵	医療法人双愛会つくば双愛病院	つくば市高崎1008	㈱日立製作所日立総合病院	日立市城南町２－１－１	平成13年４月１日
じん臓	山口　直人	社会福祉法人済生会　水戸済生会総合病院	水戸市双葉台３－３－10	茨城県立医療大学付属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	平成16年10月１日
ぼうこう・直腸，小腸	川崎　恒雄	総合病院　水戸協同病院	水戸市宮町３－２－７	なめがた地域総合病院	行方郡玉造町井上藤井98－８	平成17年２月７日

茨城県告示第448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

株式会社ランドロームジャパン

代表取締役　村　越　良　一

⑵　住所

千葉県船橋市三咲５－９－７

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドロームフードマーケット利根店

北相馬郡利根町もえぎ野台２丁目１番１

⑵　変更した事項

ア　大規模小売店舗の名称

(変更前)　(仮称) ランドロームフードマーケットもえぎ野台店

(変更後)　ランドロームフードマーケット利根店

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社ランドロームジャパン	千葉県船橋市三咲５－９－７	村　越　良　一

(変更後)

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社ランドロームジャパン	千葉県船橋市三咲５－９－７	村　越　良　一
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町１－38－１	才　津　達　郎

⑶　変更の年月日

ア　平成15年２月１日

イ　平成17年11月29日

⑷　変更する理由

ア　正式店舗名称決定のため

イ　テナント追加のため

３　届出年月日

平成17年３月28日

茨城県告示第449号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

株式会社ランドロームジャパン

代表取締役　村　越　良　一

⑵　住所

千葉県船橋市三咲５－９－７

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドロームフードマーケット利根店

北相馬郡利根町もえぎ野台２丁目１番１

⑵　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）　2,432㎡

（変更後）　3,224㎡

イ　駐車場の収容台数

（変更前）　収容台数　242台

（変更後）　収容台数　192台

ウ　駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）　収容台数　60台

（変更後）　収容台数　85台

エ　荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）　面積　91㎡

（変更後）　面積　101㎡

オ　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）　容量　74㎥

（変更後）　容量　77㎥

⑶　変更する年月日

平成17年11月29日

⑷　変更する理由

営業計画変更に伴い，ドラッグストアを増設するため。

３　届出年月日

平成17年３月28日

茨城県告示第450号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で，同条第４項の規定により同法第６条第２項の規定による届出及び同法附則第５条第５項の規定により同法第５条第１項の規定による届出とみなされるものについて，同法第６条第３項の規定により準用する同法第５条第３項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

株式会社グリーンショッピングセンター

代表取締役　荒　木　■　昌

⑵　住所

坂東市辺田1517番地

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンショッピングセンター

坂東市辺田1517番地

⑵　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）　午後９時

（変更後）　翌午前１時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前９時30分（年間60日は午前８時30分）～翌午前０時

（変更後）　午前９時30分（年間60日は午前８時30分）～翌午前１時30分（一部翌午前０時）

⑶　変更する年月日

平成17年４月１日

⑷　上記⑵の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋５－51－12	太田清徳
株式会社大栄	水海道市諏訪町3369	堀越健二
株式会社プリオール	東京都渋谷区幡ヶ谷１－３－１	芝崎光徳
株式会社仔熊	東京都墨田区本所１－25－７	中村猛
株式会社諏訪マスゼン	坂東市沓掛3952－２	諏訪賢一
株式会社テラ	栃木県宇都宮市東宿郷１－５－19	渡辺久子
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東４－39－８	舟橋政男
飯塚　実	水海道市中妻町553－２	
有限会社ワカギ	水海道市宝町3375	山中勝久
荒木　■昌	坂東市岩井4968－１	
株式会社セリア	岐阜県大垣市外淵２－38	河合宏光
青木　全弘	水海道山田町4713	
株式会社エイエスピー	東京都港区芝浦４－17－３－３Ｆ	青木崇
斉木　洋子	坂東市辺田707－１	

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,451㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　330台

㈡　駐輪場の収容台数　70台

㈢　荷さばき施設の面積　128㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　82㎥

エ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

㈠　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時（年間60日間は午前９時）

㈡　駐車場の自動車の出入口の数

７箇所

㈢　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

３　届出年月日

平成17年３月17日

茨城県告示第451号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で，同条第４項の規定により同法第６条第２項の規定による届出及び同法附則第５条第５項の規定により同法第５条第１項の規定による届出とみなされるものについて，同法第６条第３項の規定により準用する同法第５条第３項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から４月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役　河　内　伸　二

⑵　住所

栃木県小山市卒島1293番地

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品下館西店

筑西市西谷貝字梶内247－１　外

⑵　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）　開店時刻　午前10時

閉店時刻　午後８時（年間60日は午後９時）

（変更後）　開店時刻　午前９時

閉店時刻　午後10時

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前10時～午後８時（年間60日は午後９時）

（変更後）　午前９時～午後10時30分

ウ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）　午前10時～午後８時

（変更後）　午前７時～午後９時

⑶　変更する年月日

平成17年７月１日

⑷　上記⑵の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河　内　伸　二

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,169㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　　193台

㈡　駐輪場の収容台数　　15台

㈢　荷さばき施設の面積　　65㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　　18㎥

エ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

５箇所

３　届出年月日

平成17年３月25日

茨城県告示第452号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド水戸本店

水戸市笠原町字上組197番　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第５条第１項）

平成17年２月14日

イ　変更しようとする事項

㈠　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）　6,300㎡

（変更後）　5,320㎡

㈡　大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）　午後９時

（変更後）　午後10時

㈢　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）　午前９時30分～午後９時

（変更後）　午前９時30分～午後10時15分

ウ　届出年月日

平成17年１月27日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第453号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス猿島沓掛店

坂東市大字沓掛字西郷1566　外

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第６条第２項）

平成17年２月28日

イ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）　２箇所

（変更後）　３箇所

ウ　届出年月日

平成17年１月31日

２　市町村の意見

市町村名	意　見　の　概　要	理　　由
猿島町	追加変更のあった出入口については，現状のとおり，自転車，バイク，歩行者専用の出入口とし，車輌の進入を出来ないようにすること。	エコス開店に対応し，計画出入口から約30ｍのところに町で町道を拡幅整備したところであり，近接して２ヶ所の出入口となること，かつ，駐車場への出入口近辺が，急カーブであるため自動車の出入りがあると危険であることなどにより，交通渋滞や交通事故が懸念されるため。

茨城県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定に基づく市町村の意見の概要について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア薬局下館南店

筑西市字花の前916番地

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第６条第１項）

平成17年３月10日

イ　変更した事項

㋐　駐車場の位置及び収容台数

（変更前）　103台

（変更後）　 81台

㋑　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）　５箇所

（変更後）　４箇所

⑶　届出年月日

平成17年２月15日

２　市町村の意見

特になし

茨城県告示第455号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し，同法第８条第４項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から１月間茨城県商工労働部中小企業課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

第１　Paseos神栖店

１　大規模小売店舗の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

Paseos神栖店

鹿島郡神栖町大字平泉２－43

⑵　届出の概要

ア　届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第５条第１項）

平成16年９月16日

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏　名　又　は　名　称	住　　所	代表者氏名
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目３番地２	田　熊　太　郎

ウ　大規模小売店舗の新設をする日

平成17年４月26日

エ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,380㎡

オ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐車場の収容台数　　55台

㈡　駐輪場の収容台数　　20台

㈢　荷さばき施設の面積　　53㎡

㈣　廃棄物等の保管施設の容量　　10㎥

カ　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

㈠　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前10時

（閉店時刻）　午後８時

㈡　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前９時30分～午後８時30分

㈢　駐車場の自動車の出入口の数

３箇所

㈣　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前８時～午前９時

キ　届出年月日

平成16年８月25日

２　意見の概要

意見なし

茨城県告示第456号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

別表２中「1.5%」を「1.7%」に改める。

付　則

１　この告示は，公布の日から施行する。

２　この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は，平成17年３月18日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し，同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については，なお従前の例による。

茨城県告示第457号

平成17年３月15日付けで，南筑波土地改良区から申請があった定款変更を，土地改良法（昭和24年法律第195号）

第30条第２項の規定により平成17年３月31日認可した。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　昌

茨城県告示第458号

昭和60年12月20日で計画を確定した県営豊里中部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）第２換地区については，平成２年３月28日に工事が完了したので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　昌

茨城県告示第459号

昭和60年12月20日で計画を確定した県営豊里中部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）第３換地区については，平成４年３月31日に工事が完了したので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　昌

茨城県告示第460号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により営業停止処分をしたので，同法第29条の５第１項の規定により，次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　昌

１　処分をした年月日　　平成17年３月30日

２　処分を受けた者

⑴　商　　号　　株式会社　吉井工務店

⑵　所　在　地　　常陸大宮市野口1399番地の１

⑶　代表者の氏名　　吉　井　英　治

⑷　建設業許可番号　　茨城県知事許可（般－16）第878号

３　処分の内容

公共工事（国，地方公共団体，法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）に係る営業及び公共工事以外の工事であって補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているものに係る営業の90日間（平成17年４月13日から平成17年７月11日まで）の停止

４　処分の原因となった事実

同社の代表取締役が，茨城県東茨城郡常北町長として，同町が発注する公共工事の指名競争入札における指名業者の選定及び請負契約の締結等の職務を統括して行っていた者に対し，同社を指名業者として選定するとともに，希望する業者を相指名業者として選定するなどし，同社の工事受注の便宜を図ってもらいたい旨の請託をした上，

その謝礼の趣旨のもとに現金50万円を供与し，もって同人の職務に関し請託をして賄賂を供与したとして，平成17年１月31日に水戸簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け，同年２月15日に確定した。

茨城県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成17年４月７日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　路　　線　　名　　一般国道　408号

2　供用開始の区間　　牛久市小坂町字小坂384番３から
牛久市岡見町字松ヶ下794番４まで

3　供用開始の期日　　平成17年４月７日

茨城県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成17年４月７日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　路　　線　　名　　一般国道　125号

2　供用開始の区間　　下妻市大字堀籠字前畑1371番２地先から
下妻市大字堀籠字西坪1442番１地先まで

3　供用開始の期日　　平成17年４月28日

茨城県告示第463号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第１項の規定に基づき，鹿島港臨港地区内の次の分区を一部廃止したので，当該分区の廃止に関する図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年４月７日

鹿島港港湾管理者　茨城県
代表者　茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　分区の廃止

商港区のうち神栖町大字居切及び大字深芝の一部を廃止する。

2　縦覧場所

⑴　茨城県土木部港湾課

⑵　茨城県鹿島港湾事務所港営・振興課

茨城県告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　施行者の名称　　千代川村
２　都市計画事業の種類及び名称
　　千代川都市計画下水道事業
　　千代川村公共下水道
３　事業施行期間　　平成５年９月27日から
　　平成22年３月31日まで
４　事　業　地
　⑴　収用の部分　　なし
　⑵　使用の部分　　平成５年茨城県告示第1125号，平成７年茨城県告示第227号及び平成12年茨城県告示第873号の事業地に千代川村大字原字居住西，字上宿西，字新兵エ前，字上坪，字寺西，字諏訪前，字熊野脇及び字又兵衛西の各全部の区域並びに大字原字宗道前，字宗道前原，字原東，字新堀南，字居住，字居住東，字新田後，字弥次郎，字新田前，字居住前，字宮田後及び字西畑並びに大字羽子字羽子東，字大境，字堤根，字宮東，字浦畑及び字屋敷並びに大字下栗字野方，字栗坪及び字川原並びに大字宗道字前原並びに大字鎌庭字北袋，字根岸，字館野，字原河戸，字柳原及び字寺前並びに大字鬼怒の各一部の区域を加える。

茨城県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　施行者の名称　　石下町
２　都市計画事業の種類及び名称
　　石下都市計画下水道事業
　　石下町公共下水道
３　事業施行期間　　平成７年２月13日から
　　平成22年３月31日まで
４　事　業　地
　⑴　収用の部分　　なし
　⑵　使用の部分　　変更なし

茨城県告示第466号

平成５年３月31日茨城県告示第404号で告示した茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第15号）第274条の規定により定める帳票の様式の一部を次のように改正する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

目次中

「

様式第100号	前渡金整理カード	第93条第５項

」を

「

様式第100号（その１）	前渡金整理カード	第93条第５項
様式第100号（その２）	前渡金整理カード（自動口座振替用）	第93条第６項

」に

改め，様式中「様式第100号」を「様式第100号（その１）」に改め，「様式第100号（その２）を次のように定める。

様式第100号（その２）前渡金整理カード（自動口座振替用）

前渡金整理カード	年度	会計	款	項	目	事業	節	細節	細々節
						№ （　　）	№ （　　）	№ （　　）	№ （　　）

月日	受払内容等	前渡額	支払額	残　額	備　考
・		円	円	円	
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

備考１　本カードは，細々節毎に作成すること。

２　前渡金に返納あるとき又は支払額に回収あるときは，それぞれの欄に金額を△朱書すること。

３　集計票として，事業計，目計，項計，款計，会計計，年度計のカードを作成すること。

なお，それぞれの区分以下で単一の場合は，兼ねて集計票とし，作成を要しない。

４　本カードは，適宜修正して使用することができる。

茨城県告示第467号

平成17年３月25日付け新利根川土地改良区から認可申請のあった平川第２地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により平成17年３月28日適当と決定した。

平成17年４月７日

茨城県稲敷土地改良事務所長　福　田　一　夫

１　縦覧に供する書類

新利根川土地改良区の定款の写し

平川第２土地改良事業計画書の写し

２　縦覧の期間

平成17年４月８日から

平成17年５月11日まで

３　縦覧の場所

茨城県稲敷土地改良事務所

茨城県告示第468号

平成16年12月27日付けで播田実地区土地改良区から許可申請のあった農業生産基盤整備事業（ため池整備）皿沼地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により平成17年３月23日に認可した。

平成17年４月７日

茨城県水戸土地改良事務所長　庄　司　昭　也

茨城県告示第469号

下妻市大字北大宝219番地の２に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成17年４月７日

茨城県筑西土地改良事務所長　足　立　洋　一

退　任

職　名	氏　　名	住　　所
理　　事	原　　周　二	下館市大字一本松1197番地の11

茨城県告示第470号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，次のとおり使用料の徴収事務を委託したので，同条第２項の規定により告示する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　委託先

水戸市見和１丁目356番地の２

財団法人　茨城県教育財団

２　徴収事務を委託する使用料

茨城県立吾国山洗心館の設置及び管理に関する条例（昭和43年茨城県条例第４号）第８条に規定する茨城県立吾国山洗心館の使用料

３　委託期間

平成17年４月１日から平成18年３月31日まで

（教　育　委　員　会）

茨城県教育委員会告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，次のとおり使用料の徴収事務を委託したので，同条第２項の規定に基づき公表する。

平成17年４月７日

茨城県教育委員会教育長　　川　　俣　　勝　　慶

１　委託先

水戸市見和１丁目356番地の２

財団法人茨城県教育財団

２　徴収事務を委託する使用料

学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）第４条に規定する茨城県水戸生涯学習センター，茨城県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター，茨城県立西山研修所，茨城県立中央青年の家，茨城県立白浜少年自然の家，茨城県立さしま少年自然の家及び茨城県女性プラザに係る同条例第７条に規定する使用料

３　委託期間

平成17年４月１日から平成18年３月31日まで

（公　安　委　員　会）

茨城県公安委員会告示第５号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の３第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成17年４月７日

茨城県公安委員会委員長　　幡　　谷　　定　　俊

１　講習期間

平成17年５月９日（月）から平成17年５月16日（月）まで（土曜日，日曜日を除く。）の６日間

２　講習場所

茨城県水戸市緑町一丁目１番18号　茨城県立青少年会館

３　受講人員

50名

４　受講資格

⑴　最近５年間に通算して３年以上警備業務に従事している者

⑵　警備員の検定に関する規則に規定する１級検定合格者

⑶　警備員の検定に関する規則に規定する２級検定合格後，継続して１年以上警備業務に従事している者

５　受講手続

⑴　申込期間

平成17年４月18日（月）から平成17年４月25日（月）まで（「土曜日，日曜日は除く。ただし，定員になり次第締め切る。)

⑵　申込場所

茨城県内の各警察署生活安全課

⑶　申込方法

申込場所に次の書類等を持参すること（郵送による申込みは認めない。)。

ア　受講申込書のほか

㋐　最近５年間に通算して３年以上警備業務に従事している者は，警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書及び履歴書

㋑　警備員の検定に関する規則に規定する１級検定合格者は１級検定合格証の写し

㋒　警備員の検定に関する規則に規定する２級検定合格者は２級検定合格証の写し及び警備業者等の作成にかかる警備業務従事証明書

各２通

イ　写真（申請前６ケ月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景，縦３センチ×横2.4センチ大）２枚

ウ　印鑑

⑷　講習手数料

警備員指導教育責任者講習手数料（37,000円）は，茨城県収入証紙により申込時に納入すること。

６　その他

⑴　講習開始日は，午前８時30分までに受付けを終了すること。

⑵　筆記用具を持参すること。

⑶　詳細は，茨城県警察本部生活安全総務課（029－301－0110内線3033）へ問い合わせること。

公　　告

◉茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第９条第１項の規定により昭和50年６月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画の一部を平成17年３月29日付けで変更したので，同条第14項において準用する同条第13項の規定により，その要旨を公表する。

なお，関係図書は，茨城県企画部水・土地計画課並びに関係市役所及び町役場において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

変更の要旨

土地利用基本計画図

変更の内容	変更面積	関係市町村名
農業地域の拡大	44ha	麻生町
森林地域の縮小	５ha	龍ヶ崎市

変更の内容	変更面積	関係市町村名
自然公園地域の縮小	４ha	八郷町

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第２項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第１項第１号，第２号イ，第５号，第10号及び第11号に掲げる書類は，平成17年５月９日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　申請のあった年月日

平成17年３月７日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　創

３　代表者の氏名

高　柳　ゆき子

４　主たる事務所の所在地

茨城県水戸市見川町2563番地の475

５　定款に記載された目的

この法人は，知的障害児（者）及びその家族，心理的なカウンセリングを必要とする人々に対して，健全な精神と身体の育成を支援する活動，又個性に着目した個別指導教育を推進することにより，人としての自信を回復させ，文化的に自立した暮らしを支援する事業を行い，社会に寄与することを目的とする。

◉県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき，県営つくば下総地区土地改良事業（広域営農団地農道整備事業）につき計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この変更計画については，同法第87条の３第６項で準用する同法第87条第６項の規定に基づき，縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同法第87条の３第６項で準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は，同法第87条の３第６項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，決定があったことを知った日から起算して６ヶ月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　縦覧に供する書類

変更後の県営つくば下総地区土地改良事業（広域営農団地農道整備事業）計画書の写し

２　縦覧の期間

平成17年４月８日から平成17年５月11日まで

３　縦覧の場所

境土地改良事務所
土浦土地改良事務所
筑西土地改良事務所

◉都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画用途地域の変更に伴い，土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第２項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　都市計画の種類
用途地域（真鍋新町地区他）
2　縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画地区計画の決定に伴い，土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第20条第２項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　都市計画の種類
地区計画（真鍋新町地区）
2　縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画地区計画の変更に伴い，土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第２項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　都市計画の種類
地区計画（田村・沖宿地区）
2　縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画地区計画の変更に伴い，土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条

第２項の規定において準用する同法第20条第２項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

地区計画（木田余地区）

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画の図書の縦覧

竜ケ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更に伴い，牛久市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第２項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

生産緑地地区（東下根第２号地区）

２　縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◉都市計画事業の施行者の名称等

研究学園都市計画道路事業については，平成17年３年31日付関東地方整備局告示第254号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画道路事業

３・２・７号　学園中央通り線

２　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

４　事業地の所在

収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成17年３年31日付関東地方整備局告示第258号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

３・３・２号　中大野中河内線

2　施行者の名称　　茨城県

3　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

4　事業地の所在

⑴　収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成17年３年31日付関東地方整備局告示第257号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

３・３・30号　赤塚駅水府橋線

2　施行者の名称　　茨城県

3　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

4　事業地の所在

⑴　収用の部分

変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

下館・結城都市計画道路事業については，平成17年３年31日付関東地方整備局告示第256号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画道路事業

３・４・20号　作の谷・松木合線

2　施行者の名称　　茨城県

３　事務所の所在地
　水戸市笠原町978番６
　茨城県庁
４　事業地の所在
　収用の部分
　　変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については，平成17年３年31日付関東地方整備局告示第259号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称
　水戸・勝田都市計画道路事業
　３・４・144号　上菅谷・下菅谷線
２　施行者の名称　　茨城県
３　事務所の所在地
　水戸市笠原町978番６
　茨城県庁
４　事業地の所在
　収用の部分
　　変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

研究学園都市計画道路事業については，平成17年３年31日付関東地方整備局告示第255号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

１　都市計画事業の種類及び名称
　研究学園都市計画道路事業
　８・４・３号　南北自由通路
２　施行者の名称　　茨城県
３　事務所の所在地
　水戸市笠原町978番６
　茨城県庁
４　事業地の所在
　収用の部分
　　変更なし

◉都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画公園事業については，平成17年３年31日付関東地方整備局告示第253号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定による認可をした旨告示されたので，同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　都市計画事業の種類及び名称

昭和43年建設省告示第3712号

水戸・勝田都市計画公園事業

９・６・001号　偕楽園公園

2　施行者の名称　　茨城県

3　事務所の所在地

水戸市笠原町978番６

茨城県庁

4　事業地の所在

収用の部分

昭和43年建設省告示第3712号，昭和48年建設省告示第568号，昭和52年建設省告示第873号，昭和55年建設省告示第1904号，昭和57年建設省告示第14号，昭和61年建設省告示第257号，昭和63年建設省告示第738号，平成８年建設省告示第435号，平成11年建設省告示第517号，平成12年建設省告示第1119号及び平成15年関東地方整備局告示第96号の事業地のうち元山町２丁目及び緑町２丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

なし

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市額田南郷字向山2458番552

2　事業主の住所及び氏名

日立市東大沼２丁目７番14－201号

小田倉　利　之

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字富谷字郷665番５

2　事業主の住所及び氏名

西茨城郡岩瀬町大字西小塙815番地

磯　　英　臣

西茨城郡岩瀬町大字富谷768番地２

磯　　道　也

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字友部字新田1393番21，同番37

2　事業主の住所及び氏名

西茨城郡岩瀬町大字友部1393番地21

久見木　憲　一

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字台671番３，同番５，同番６

2　事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字舟石川671番地３

舛　井　広　行

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字遠西229番３，231番11，同番15

2　事業主の住所及び氏名

水戸市東野町284番地78

石　井　邦　典

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字石神内宿字下小路1155番３

2　事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字白方1749番地１(冨士の腰住宅２－201)

松　井　邦　浩，松　井　淳　子

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字久保366番１，同番２

2　事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字白方1710番地９　藤栄ハイツ103号

澤　畑　廣　光

那珂郡東海村大字白方533番地１　ブルーキャスル201

澤　畑　正　子

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

久慈郡大子町大子字瀬戸田857番，887番の一部，888番

2　事業主の住所及び氏名

久慈郡大子町大子856番地の１

医療法人聖友会

理事長　鈴　木　直　文

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字深芝字昭田510番，511番１

2　事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字深芝2362番地

宮　川　ハツヱ

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大野原一丁目2480番15，同番16

2　事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町神栖一丁目15－17

寺　崎　正　男

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字平泉字関下１番147，１番148，１番149，字東町田２番60，字上谷原2137番８

2　事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町平泉2591

山　田　藤　一

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市小坂町字馬口窪3384番１

2　事業主の住所及び氏名

牛久市小坂町1977番32

佐　藤　幸　雄，佐　藤　孝　洋

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市南三丁目13－32

2　事業主の住所及び氏名

牛久市牛久町118番地

山　崎　久　子

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市本町字宿裏36－２，38－１，38－７，39－１，40－１，41の一部，41－1の一部，42－１の一部，128－２の一部

2　事業主の住所及び氏名

東京都杉並区上高井戸２－18－９

吉　田　一　乗

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字塙新地場278番８

2　事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字塙248番地２

栗　山　和　士

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字板橋字原新田2844番276

2　事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字小張2606番地

小松原　よ　し

◉道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
北総建指令 第174号	平成17年３月29日	井野宮　正	常陸太田市宮本町 4310番地の２	常陸太田市宮本町字根 道445番10，同番23	メートル 4.00 4.00	メートル 23.30 35.00

◉宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適性化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第９条第１項の設計確認に係る宅地開発事業について，次の区域の工事が完了したので，同条例第16条第３項の規定により公告する。

平成17年４月７日

茨城県知事　　橋　　本　　　　昌

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡城里町大字下青山字矢筈1089番１，同番２，同番３，同番４，同番５，同番６，同番７，同番８，同番９，同番10，同番11，同番12，同番13

2　事業主の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目18番７号

株式会社不二製作所

代表取締役　猪　野　福　造

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡城里町大字高久字中崎801番，817番，818番，同番２，819番，820番１，821番１，822番，823番１，同番２，824番１，同番３，825番１，826番，827番１，836番１

2　事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字野堀字原山479番地８

河辺鉄工株式会社

代表取締役　河　辺　君　男

訓　　令

茨城県議会訓令第４号

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年４月７日

茨城県議会議長　石　川　多　聞

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令（昭和50年茨城県議会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「支給しない」を「，支給しない」に改める。

第２条中「その者」を「当該職員」に改める。

第４条中「別表第１」を「別表第１内国旅行の旅費２移転料の表」に改める。

第７条中「航空旅行」を「航空路による旅行」に改める。

第８条第１項中「外国旅行」を「外国旅行を」に，「旅行者に旅客サービス施設使用料」を「旅行者から施設使用料」に，「新東京国際空港公団が国土交通大臣への届出に基づき徴収するもの，関西国際空港株式会社が徴収するもの及び」を「成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収する旅客サービス施設使用料，中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに」に改め，「同規則に定める」を削り，「限る」の次に「。以下同じ」を加え，同条第２項中「場合に」を「場合について」に改める。

第11条中「航空機を利用して旅行する」を「航空旅行をする」に，「当該」を「それぞれ当該」に改め，同条各号を次のように改める。

⑴　在勤地外の旅行をする場合の日当航空機利用区間（以下「飛行区間」という。以下同じ。）を公用車等により陸路旅行又は水路旅行したものとした場合に算出されるキロ数の４分の１を当該旅行の路程に含めて算出される額

⑵　在勤地内の旅行をする場合の旅費飛行区間を当該旅行の行程に含めないものとして算出される額

第12条中「前11条の規定に類する」を「第１条から前条までに規定する旅行に類する」と改め，同条を第13条とし，第11条の次に次の１条を加える。

第12条　次に掲げる宿泊施設に宿泊することが定められ，又はこれらの宿泊施設を利用する便宜が与えられている旅行をする場合（職員が自己の都合によりこれらの宿泊施設を利用しない場合を含み，職員の旅費に関する規則（昭和37年茨城県人事委員会規則第４号）第12条第２項の規定の適用を受ける旅行をする場合を除く。）の宿泊料については，あらかじめ又はその都度，旅行命令権者が事務局長と協議して調整するものとする。

⑴　県の機関に付設されている宿泊施設

⑵　国，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人，国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人，他の地方公共団体又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人の機関に付設されている宿泊施設

２　前項に規定する宿泊施設について宿泊料，食事料等が定められている場合は，同項の規定による事務局長との協議は，要しない。この場合において，旅行命令権者は，当該宿泊料，食事料等の金額を基準として，宿泊料を調整しなければならない。

付　則

１　この訓令は，平成17年４月１日から施行する。

２　この訓令による改正後の議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の規定は，この訓令の施行の日（以下

「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し，かつ，施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し，当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については，なお従前の例による。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，０６０円）
発　行　　茨　城　県
購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）１１１１（代）